

平成24年11月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成24年11月19日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成24年11月19日（月）

- | | | |
|----|------------|--|
| 第1 | 議席の指定 | |
| 第2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第3 | 会期の決定 | |
| 第4 | 一般質問 | |
| 第5 | 認定第1号 | 平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第6 | 認定第2号 | 平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第7 | 議案第13号 | 損害賠償請求事件における和解の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 第8 | 議案第14号 | 平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） |
| 第9 | 議案第15号 | 平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（31名）

1番 濱 欠 明 宏 君	2番 菅 原 恒 雄 君
3番 平 賀 守 君	4番 小 原 享 子 君
5番 古 舘 章 秀 君	6番 船 野 章 君
7番 工 藤 由 春 君	9番 柂 屋 伸 夫 君
11番 浅 沼 幸 雄 君	12番 牧 野 茂 太 郎 君

13番 千 田 勝 治 君
15番 猿 子 恵 久 君
17番 八 幡 文 耕 君
19番 内 田 和 良 君
21番 菊 池 孝 君
23番 笹 渡 昇 君
25番 浜 川 末 松 君
27番 千 田 力 君
29番 昆 暉 雄 君
31番 武 田 平 八 君
33番 中 村 芳 正 君

14番 松 坂 喜 史 君
16番 中 崎 和 久 君
18番 櫻 庭 豊 太 郎 君
20番 児 玉 正 彦 君
22番 阿 部 義 正 君
24番 武 田 猛 見 君
26番 田 村 繁 幸 君
28番 石 川 章 君
30番 畠 山 直 人 君
32番 長 谷 川 和 男 君

欠席議員（2名）

8番 関 善次郎 君

10番 山 本 賢 一 君

説明のため出席した者

広域連合長 谷 藤 裕 明 君
代表監査委員 藤 尾 善 一 君
業務課長 高 橋 悟 君

事務局長 浅 沼 秀 夫 君
次長兼 蛇 口 秀 人 君
総務課長
会計管理者兼 沢 田 修 悦 君
会計室長
事務代理

職務のため出席した者

議会書記長 蛇 口 秀 人 君
議会書記 小笠原 謙 君

議会書記 工 藤 浩 統 君

開会 午後 2時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（菅原恒雄君） これより平成24年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の出席議員は31名であります。欠席の通告は、関善次郎議員、山本賢一議員、以上2名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（菅原恒雄君） 最初に諸般の報告をします。

監査委員から例月出納検査の結果報告9件があります。お手元に資料を配付しておりますのでご了承願います。

次に、広域連合長から、東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分の報告があります。お手元に配付しておりますのでご了承を願います。

◎議席の指定

○議長（菅原恒雄君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに広域連合議会議員に2名の方がご当選されましたことに伴い、議席を議長において指定します。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

蛇口書記長。

○議会書記長（蛇口秀人君） それでは、新たに選出された広域連合議会議員の議席番号及び氏名につきまして読み上げます。

議席番号 3 番平賀守議員、議席番号23番笹渡昇議員。

以上でございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菅原恒雄君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、18番 櫻庭豊太郎議員、19番 内田和良議員、以上の 2 名を指名します。

◎会期の決定

○議長（菅原恒雄君） 日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日と決定しました。

◎一般質問

○議長（菅原恒雄君） 日程第 4、一般質問を行います。

質問を許します。

武田猛見議員。

○24番（武田猛見君） 24番、武田猛見です。滝沢村選出の議員です。

通告に従いまして、連合長あるいは事務局にお聞きいたします。

この制度につきましては、国会での法案が可決されたにもかかわらず、現行制度が続いております。その後の情勢を見ましても、現行制度にかわる新制度がどのようなものなのかすら見えていない状況にありました。16日に衆議院が解散になり、新制度そのものの存在すら不明瞭になってきたのかと感じておりますが、現時点では現制度が少しでも高齢者の負担にならないためにはどうあるべきかという視点に立って、4項目について質問いたします。

1項目めは、東日本大震災関連の減免の財政支援についてであります。

第1に、保険料の減免が9月いっぱいまで切れ、10月から保険料が賦課されました。仕事や生業が復興しない中で、保険料の賦課が多く被災者の生活の圧迫につながってはなりません。このことの認識をどのようにとらえているのかお聞きします。

また、後期高齢者医療の被災の実態調査を行っているのかお聞きいたします。

第2に、保険料につきまして、国及び県に対して減免の継続を求める考えがあるのかお聞きいたします。

第3に、医療費の窓口負担についてですが、来年3月までは免除が延長となりましたが、4月以降につきましても免除を求めるべきと考えますが、実態調査は行っているのかお聞きいたします。

2項目めは、医療を受けられる格差についてであります。

第1に、昨年もお聞きしましたが、均一の保険料に対して受けられる医療が限定されることにより、依然として医療費の格差は是正されているようには思えません。23年度の取り組みで改善されたなどの実践の内容はどうなっているのかお聞きいたします。また、もし改善されてきているとすれば、これらの内容をどのようにこれから広げていくお考えなのかお聞きいたします。

3項目めは、健康診査についてであります。

第1に、健康診査につきましても、市町村でのアンバランスが目立ちます。22年度実績におきましても、50%を超えているのは旧藤沢町を除けば3市町しかありません。低いところでは10%にもなっていない市もあります。受診率の向上をうたいながら、成果が上がっていない状況にあります。23年度の受診率向上の取り組みのためにどのようなことを行ったのかお聞きいたします。

第2に、23年度の取り組み及び実態に対して、これからどのような改善を行う考えなのか

お聞きいたします。

4項目めは、短期保険証についてです。

これにつきましても、前回もお聞きしましたが、改めてお聞きします。

第1に、短期保険証の発行は納付相談の機会を確保するためというのが考え方のようですが、前年度に比べて今年度の発行状況はどうなっているのでしょうか。

第2に、短期保険証の発行はあまり効果があるとは思えず、逆に受診抑制にもつながり、医療給付費の増額にもなってしまうのではないかと。改めて短期保険証の発行を行うべきではないと思いますが、考えをお聞きいたします。

○議長（菅原恒雄君） 谷藤連合長。

○広域連合長（谷藤裕明君） 武田猛見議員のご質問にお答え申し上げます。

はじめに、東日本大震災で被災されました被災者に係る保険料の減免継続を求める考えはあるのかについてであります。発災から1年8か月が経過し、被災市町村においては復興の歩みが始まっているところでありますが、被災者の暮らしは震災前の状況には至っておらず、依然厳しい状況が続いており、被災地域の復興及び被災者の生活再建のための支援は今後も継続していく必要があるものと存じております。しかしながら、現行の国による財政支援では、医療費の一部負担金の免除や保険料の減免を行う場合は、広域連合の負担も発生する仕組みとなっているところであります。これらのことから、毎月15日に開催されました全国後期高齢者医療広域連合協議会臨時広域連合長会議において、被災被保険者に対し一部負担金の免除及び保険料の減免措置を講じた場合に要した費用の全額を国において財政支援をすることなどを厚生労働大臣に要望したところであります。

次に、医療費の格差是正の取り組みについてであります。平成23年度における県内市町村別の1人当たりの医療費の状況は、医療費水準が最も高いのが矢巾町の91万3,235円で、最も低いのが田野畑村の54万7,087円で、県平均では73万150円となっており、盛岡市及びその近郊の町村において医療費水準が高い傾向となっておりますことから、病院数などの医療資源の量との相関関係が地域差の要因であると推測されているところであります。

また、厚生労働省の医療費の地域差分析によりますと、医療費の地域差の要因としては、人口の年齢構成、病床数等医療供給体制、健康活動の状況、住民の生活習慣などとなっております。本県におきましても同様の要因により地域差が生じているものと考えているところであります。これらのことから、医療給付に地域差が生じないよう、県や市町村及び関係機関との連携を図りながら、特にも広域連合におきましては被保険者の生活習慣病予防や健康づく

りへの取り組みが重要であると考えておりますことから、今後も予防啓発に関する広報の充実や、健康診査事業の一層の推進と高齢者の健康づくり事業に積極的に努めてまいりたいと存じております。

なお、そのほかのご質問につきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） お答え申し上げます。

はじめに、東日本大震災で被災された後期高齢者医療制度被保険者の現状認識と実態調査についてであります。先ほど連合長からご答弁申し上げましたとおり、被災地では仮設住宅等での生活が長期化する中で、健康問題や生活再建に不安を抱えている方がいまだに多くおり、依然厳しい状況が続いているものと存じております。

また、実態調査につきましては、広域連合において昨年度から実施しております被災市町村事務支援事業の中で、沿岸市町村における制度運営に伴う事務処理の現況調査や、これらの事務支援を通じて、被災した被保険者の状況把握に努めているところであります。岩手県が実施している東日本大震災津波からの復興に関する意識調査や、いわて復興ウォッチャー調査によりますと、生活全般の満足度において、沿岸部では「やや不満」、「不満」の割合が高くなっており、生活の回復に対する実感では、「回復」、「やや回復」の割合は高くなっているものの、「あまり回復していない」、「回復していない」の割合も依然高い状況となっているところであります。

次に、一部負担金免除の実態調査についてであります。現時点では調査は行っておりませんが、今後被災市町村や被保険者団体等を通じて、被災した被保険者の状況等の把握に努めてまいりたいと存じます。

また、来年4月以降の一部負担金免除の継続につきましては、先ほど連合長からご答弁申し上げましたが、保険料の減免とあわせて国に費用の全額を財政支援するよう要望したところであります。

次に、医療費の格差是正の取り組みについてであります。広域連合におきましては、県が策定、推進している医療圏の設定や基準病床数等、医療提供体制などを定めた保健医療計画や、市町村が保健福祉計画等で実施している保健、医療の連携体制の構築など、県・市町村との役割分担のもとに、保険者としての取り組みとして、平成23年度においては被保険者の生活習慣病予防と健康づくりを目的に、延べ3万8,703人に対し健康診査を市町村と共同で実施したほか、3町村が実施した重複・頻回受診者延べ23人に対する保健師の訪問指導、

7市町村で延べ660人に対し実施した人間ドック等への補助事業を行ったところであります。

また、広域連合が独自で実施したものといたしましては、高齢者の健康づくりや病気予防に対する意識啓発を目的に、新規被保険者に対する健康づくりのしおり3万8,000部を作成し配布したほか、被保険者代表や各医療保険者等の意見を広く聞く場としての運営協議会を開催するなどして、医療給付費の分析等をもとにした医療費の地域差なども含め、制度運営全般にわたっての意見、提言をいただいたところでもあります。

いずれにいたしましても、医療費の格差是正につきましては、県及び市町村との役割分担と連携を図りながら、高齢者の健康づくりや医療費適正化など保険者としての機能を果たしていく中で今後とも取り組んでまいりたいと存じます。

次に、健康診査の取り組み状況についてであります。平成23年度における県内市町村別の受診率の状況は、最も高いのが軽米町の63.4%で、最も低いのが大船渡市の7.88%で、県平均では33.15%となっており、前年より受診率で0.85%上昇し、受診者数で3万8,703人と前年より2,023人増加したところであります。また、健康診査事業は市町村と広域連合の共同実施で行っておりますが、前年度に比べ受診率が低下した市町村や受診率が低い市町村は、東日本大震災や原発事故による放射能被害の影響を受けた沿岸部、県南部に多く点在しており、その要因を伺ってみますと、大船渡市では震災の影響を受け受診券の発送ができず受診者が伸び悩んだことや、遠野市では復旧・復興支援対策の影響から受診勧奨が十分にできなかったこと、釜石市では利便性のよい健診会場が確保できなかったことなどが報告されたところであり、十分な健診体制が整わない状況であったところであります。

次に、平成23年度の健康診査の実態をどのように改めていくかについてであります。県内市町村及び広域連合では平成21年度から受診率向上計画を策定し、毎年度の健康診査の実施状況を検証しながら受診率向上への取り組みを進めてきたところであり、徐々にその成果があらわれてきており、平成23年度では目標受診率27%及び国の目標受診率24%のいずれも上回ったところであります。また、平成24年度におきましては、震災影響による健診態勢が回復しつつあることや、これまで取り組んでまいりました周知方法の拡充、健診方法・期間の見直し等による受診機会の拡大などに加え、東日本大震災の被災受診者からの一部負担金を免除した市町村への費用の全額補助や、他県への避難者及び他県からの避難者に対しても受診機会の体制を整備する中で取り組みを強化してきたところであります。今後におきましても、受診機会の拡充や健診の利便性の向上等について市町村と連携を図りながら、さらなる受診率向上に向けての取り組みに努めてまいりたいと存じます。

次に、短期被保険者証の発行状況についてであります。前年8月1日の被保険者証年次更新時における短期被保険者証の発行件数は、当初が635人で、最終の今年7月1日には201人に減少しており、今年8月1日においては、当初が646人で、11月1日現在では443人となっており、被保険者総数に対する発行件数の割合は前年同率の0.32%となっております。このような状況から、長期にわたり保険料を滞納している方を対象に、納付相談等の機会を確保し、適切な収納に結びつけることを目的としております。短期被保険者証の発行は一定程度効果が見られるものと考えております。

次に、短期被保険者証を発行すべきでないとするがどうかについてであります。その運用につきましては、機械的に行うことにより高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう適切に行うこととしており、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、現時点では短期被保険者証の発行はやむを得ないものと考えております。今後、短期被保険者証の発行効果の検証やあり方を検討しながら、滞納者個々の事情に十分配慮したきめ細やかな収納対策を実施することで発行の解消に努めてまいりたいと存じます。

以上、ご質問にお答え申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 武田議員。

○24番（武田猛見君） すみません、1点だけ質疑いたします。

今の生活支援についてですけれども、国が要するに保険料と窓口一部負担を減免、免除してきたわけですが、窓口負担については3月までは継続すると、ただ保険料は賦課すると、この部分については、特にもいろいろな形で復興予算というのがいろんなところに流れている、そういう中で特にも生活支援という部分では、本当に大変な暮らしをして、むしろ今、被災を受けた当時よりもメンタルな部分で体調を壊して病院になかなか行くにも行けないような状況にもあるのではないかと、いうふうに聞いておりますが、そういう点でもっと強く、国が100%を支援するんだという方向でやはり行わないと、このままいけば来年の4月以降、窓口負担についても結局は一応負担していただきますよということになりかねないのではないかと、いうふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） お答え申し上げます。

ただ今のご質問の中身につきましては、国のほうに今月15日要望したところでございますが、いずれ回答申し上げるといようなお話で受けてきたわけでございますが、いずれ東北

の福島、宮城等も今回の要望だけでは若干説明が足りないのかなということで、改めて岩手、宮城、福島と独自での要望も再度行うというふうな形で、今後、その連携を図りながらということ考えているところでございます。

いずれ広域連合といたしましても財源等の問題もあるということで、独自でやるといった場合につきましては、被保険者の保険料等にも影響が出てくるということも勘案しなければなりませんので、その辺も含めながら、まずは国で全額支援というところを、再度、強く東北各県と連携しながら要望してまいりたいと考えております。

○議長（菅原恒雄君） 武田議員、よろしいですか。

○24番（武田猛見君） はい。

○議長（菅原恒雄君） 以上で一般質問を終わります。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第5、認定第1号「平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） それでは、お手元に配付しております議案書をご覧ください。

1ページをお開き願います。

認定第1号「平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」につきまして、その概要をご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくため提出するものであります。

この議案書のほかに、別冊の平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書の一般会計歳入歳出決算書、1ページから8ページをご覧ください。

ただ今の決算書、5ページから6ページをお開き願います。

一般会計の歳入総括表であります。

歳入であります。予算現額11億3,783万円に対しまして収入済額は11億3,802万1,073円で、予算額に対する収入済額の比率は100.01%であります。

次に、7ページから8ページをお開き願います。

一般会計の歳出総括表であります。

歳出であります。予算現額11億3,783万円に対しまして支出済額は11億2,641万7,284円で、執行率は98.99%であります。不用額は1,141万2,716円となっております。

次に、ページをお戻りいただきまして、4ページをお開き願います。

下段をご覧ください。

平成23年度一般会計歳入歳出における歳入歳出差引残額は1,160万3,789円となり、これを翌年度へ繰り越すものでございます。

詳細につきましては会計管理者からご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

審議に先立ち、会計管理者から平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の概要について説明があります。

沢田会計管理者。

○会計管理者兼会計室長事務代理（沢田修悦君） 平成23年度一般会計歳入歳出決算の概要につきましてご説明申し上げます。

お手元にお配りしております平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書の9ページから20ページまでの事項別明細書に沿って、収入済額、支出済額を読み上げる形でご説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、9ページ、10ページをお開き願います。

第1款分担金及び負担金の収入済額は1億8,010万円で、第1項負担金も同額となっております。当広域連合規約に基づく事務局運営に要する事務費や職員の人件費などの共通経費に係る市町村の負担金でございます。

次に、第2款国庫支出金は9億3,396万2,350円、第1項国庫負担金が109万4,350円となっております。これは、保険料不均一賦課に係る国庫負担金でございます。

第2項国庫補助金が9億3,286万8,000円となっております。保険料の軽減措置に係る国庫補助金でございます。

11ページにまいります。

第3款県支出金は109万4,350円で、第1項県負担金も同額となっております。これも保険料不均一賦課に係る県負担金でございます。

次に、第4款財産収入は123万6,322円となっており、第1項財産運用収入も同額となっております。財政調整基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金の預金利子収入でございます。

第6款繰入金は650万9,059円で、第1項基金繰入金も同額となっております。財政調整基金からの繰入金でございます。

第7款繰越金は1,452万6,843円となっております。一般会計における前年度からの繰越金でございます。

第8款諸収入は59万2,149円、第1項預金利子が1万6,229円となっております。歳計現金の運用に係る預金利子であり、歳入の予算額の割合によりまして一般会計と特別会計とで案分して計上をしております。

第2項雑入が57万5,920円となっております。雑入の内訳につきましては、14ページの備考欄に記載のとおり、事務局職員用に借り上げしております住宅の使用に係る職員の自己負担分などとなっております。

次に、13ページ、14ページの下段のほうをご覧ください。

歳入合計でございますが、予算現額11億3,783万円に対しまして調定額は11億3,802万1,073円で、収入済額も同額であります。不納欠損額、収入未済額はございませんでした。

次に、歳出でございますが、15、16ページをお開き願います。

第1款議会費の支出済額は107万9,395円となっております。

第2款総務費は11億2,314万9,189円、第1項総務管理費が11億2,298万8,906円となっております。支出の内容につきましては、16ページから18ページの備考欄に記載してありますように、広域連合事務局の管理に要する事務的経費のほか、派遣職員の人件費相当額を派遣元市町村に支払う負担金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金などがございます。

第2項選挙費が2万円、第3項監査委員費が14万283円となっております。

19ページ、20ページをご覧ください。

第3款民生費は218万8,700円で、第1項社会福祉費も同額となっておりますが、これは保険料不均一賦課に係る財源補てんのため、国及び県から交付された負担金を一般会計で受け特別会計へ繰り出したものでございます。

第4款予備費の支出はございませんでした。

以上の結果、下段でございますように、歳出合計は、予算現額11億3,783万円に対しまして支出済額が11億2,641万7,284円となり、不用額が1,141万2,716円となったところでござ

います。

以上で一般会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきますが、決算書のほか、お手元に主要施策の成果に関する報告書を提出しておりますので、あわせてご参照いただければと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 会計管理者から説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

藤尾善一代表監査委員。

○代表監査委員（藤尾善一君） それでは、平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計の決算監査報告を申し上げます。

地方自治法に基づきまして、平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算につきまして、8月1日に決算審査を実施いたしました。その結果につきまして、広域連合長あてに審査意見を提出いたしましたので、概要をご報告いたします。

歳入歳出決算の内容につきましては、ただ今会計管理者から説明がございましたので、私からは省略させていただきます。

審査の結果につきましては、いずれも地方自治法と関係法令の定めるところにより適正に調製されているものと認められました。

また、決算書及び関係書類の計数は、関係書類などにより照合いたしました結果、正確であり、会計処理手続につきましても適正であると認めたところでございます。

予算の執行につきましては、関係法令による制度の趣旨に沿い、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたところでございます。

以上、平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計決算審査意見の概要につきましてご報告申し上げますが、詳細につきましてはお手元の審査意見書をご覧いただきたいと思います。存じます。

○議長（菅原恒雄君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第1号「平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定することに決しました。

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第6、認定第2号「平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） それでは、議案書2ページをお開き願います。

認定第2号「平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」につきまして、その概要をご説明申し上げます。

また、別冊となっております平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算書21ページから28ページをご覧願います。

はじめに、25ページから26ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計の歳入総括表をご覧願います。

歳入であります。予算現額1,470億8,948万1,000円に対しまして収入済額は1,438億5,698万7,455円で、予算額に対する収入済額の比率は97.80%であります。

次に、27ページから28ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計の歳出総括表であります。

歳出であります。予算現額1,470億8,948万1,000円に対しまして支出済額は1,386億2,165万6,492円で、執行率は94.24%であります。不用額は84億6,782万4,508円となっております。

ります。

恐れ入ります、ページをお戻りいただきまして、24ページをお開き願います。

下段をご覧願います。

平成23年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額は52億3,533万963円となり、これを翌年度に繰り越すものでございます。

詳細につきましては会計管理者からご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 審議に先立ち、会計管理者から平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての説明があります。

沢田会計管理者。

○会計管理者兼会計室長事務代理（沢田修悦君） 平成23年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要につきましてご説明申し上げます。

一般会計と同様に、お手元にお配りしている歳入歳出決算書の29ページから50ページまでの事項別明細書に沿って、収入済額、支出済額を読み上げる形でご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、29、30ページをご覧願います。

第1款市町村支出金の収入済額は213億9,397万8,692円、第1項市町村負担金、第1目事務費負担金が2億4,490万円となっております。当広域連合規約に基づく制度運営に要する事務費などの共通経費に係る市町村の負担金でございます。

第2目保険料等負担金が97億9,721万3,440円、第1節保険料負担金が70億4,904万5,344円となっております。法令及び当広域連合規約に基づく被保険者から徴収した保険料に係る市町村の負担金でございます。

次に、31ページ、32ページにまいります。

第2節保険基盤安定負担金が27億4,643万6,596円となっております。法令及び当広域連合規約に基づく保険料軽減措置に係る市町村の負担金でございます。

次に、33、34ページにまいります。

第3節延滞金負担金が173万1,500円となっております。当広域連合条例に基づく保険料の納付が遅れた被保険者から徴収した延滞金に係る市町村の負担金でございます。

次に、第3目療養給付費負担金が113億5,186万5,252円となっております。法令及び当広域連合規約に基づく、その市町村に住所を有する被保険者の医療に要した経費の12分の1に相当する市町村の負担金でございます。

第1節現年度分が113億3,129万9,000円、第2節過年度分が2,056万6,252円となっております。

次に、第2款国庫支出金は490億1,491万5,470円でございます。

第1項国庫負担金が343億1,439万1,837円、35、36ページにまいります、第1目療養給付費負担金が339億9,385万8,000円、第2目高額医療費負担金が3億2,053万3,837円となっております。これらは後期高齢者医療給付に係る国庫負担金でございます。

第2項国庫補助金が147億52万3,633円で、第1目調整交付金が135億2,734万6,000円となっておりますが、これは広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡を是正するなどのため国から交付される交付金でございます。

第2目保健事業補助金、第1節健康診査費補助金が5,241万7,000円となっております。被保険者の健康診査の実施に対する補助金でございます。

第3目総務費補助金、第1節医療費適正化事業費補助金が457万3,000円となっており、後発医薬品の使用促進及び医療機関の適正受診に関する普及啓発事業等の実施に対する補助金でございます。

第4目特別高額医療費共同事業補助金は522万2,633円となっております。著しく高額な医療費の発生に伴う財政負担緩和のために国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業への拠出金に対する補助金でございます。

第5目後期高齢者医療災害臨時特例補助金は11億1,096万5,000円となっており、東日本大震災被災者の一部負担金の免除や保険料の減免などの特例措置に伴う負担増への補助金でございます。

第3款県支出金は111億7,617万2,398円となっており、第1項県負担金も同額でございます。

37、38ページにまいります。

第1目療養給付費負担金が108億6,369万2,648円、第2目高額医療費負担金が3億1,247万9,750円となっておりまして、これらは医療給付に係る県負担金でございます。

第4款支払基金交付金は559億6,311万3,000円となっておりますが、これは医療給付費の約4割相当を現役世代からの支援金として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、第5款特別高額医療費共同事業交付金は1,365万6,407円となっております。先ほど国庫補助金でご説明した著しく高額な医療費の負担緩和を図るために設けられた制度に係

る国保中央会からの交付金でございます。

第8款繰入金は10億3,022万7,119円となっており、第1項一般会計繰入金、第1目第1節保険料不均一賦課繰入金が218万8,700円で、一般会計でご説明した保険料不均一賦課に係る国・県からの負担金を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、39、40ページをお開き願います。

第2項基金繰入金、第1目第1節後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金が10億2,803万8,419円となっております。保険料軽減措置などの財源補てん分として後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰り入れるものでございます。

次に、第9款繰越金は51億732万2,575円で、後期高齢者医療特別会計における前年度からの繰越金でございます。

次に、第11款諸収入は1億5,760万1,794円となっております。

第2項預金利子は1,032万8,470円で、歳計現金の運用に係る預金利子でございます。

第3項雑入は1億4,727万3,324円となっており、第1目第三者納付金が1億948万3,451円、第2目返納金が353万2,223円、第3目雑入が3,425万7,650円となっております。

以上の歳入合計は、予算現額1,470億8,948万1,000円に対しまして調定額は1,438億5,698万7,455円で、収入済額も同額であり、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。

次に、歳出でございますが、41、42ページをお開き願います。

第1款総務費の支出済額は2億5,943万5,576円、第1項総務管理費が2億5,896万6,675円となっております。

第1目一般管理費も同額となっておりまして、支出内容は42ページ、44ページの備考欄に記載しておりますが、主なものといたしましては、各種通知のための郵便料、後期高齢者医療制度業務に係る各種業務委託料や電算処理システム借上料などがございます。

次に、43、44ページをご覧ください。

第2項賦課徴収費が46万8,901円となっております。被保険者の情報提供業務委託料が主な支出でございます。

次に、第2款保険給付費でございますが、1,354億5,162万3,260円となっております。被保険者が医療を受けたときの医療給付や、長期入院などで医療費の自己負担額が高額となった場合の負担軽減制度である高額療養費の給付など、保険機関として行う保険給付に係る経費でございます。

第1項療養諸費が1,309億6,922万3,616円となっておりまして、第1目療養給付費が

1,302億9,190万2,775円、第2目訪問看護療養費が2億6,234万3,195円、第4目移送費が76万8,830円、第5目審査支払手数料が4億1,420万8,816円となっております。この審査支払手数料は国保連に委託している診療報酬等の審査支払業務に要する経費でございます。

第2項高額療養諸費は40億6,788万9,644円となっており、第1目高額療養費が39億9,058万3,928円、45、46ページにまいります、第2目高額介護合算療養費が7,730万5,716円となっております。

第3項その他医療給付費は4億1,451万円となっており、第1目葬祭費も同額となっております。死亡した被保険者1人当たり3万円を葬祭費として支出したものでございます。

次に、第3款県財政安定化基金拠出金は1億2,288万4,350円となっております。県が設置しております後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金でございます、国及び県も同額を基金に拠出しているものでございます。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金は1,163万2,785円となっております。著しく高額な医療費の発生に対する財政の影響を緩和するために設けられた制度を運営する国保中央会に対する拠出金でございます。先ほど歳入でご説明しましたが、この拠出金に対して国庫補助金が交付されているものでございます。

次に、第5款保健事業費は2億1,593万6,892円、47、48ページにまいります、第1項健康保持増進事業費も同額となっております。

第1目健康診査費が1億8,254万5,163円となっております。市町村と共同実施した被保険者の健康診査に係る補助金が主な支出でございます。

第2目健康保持増進事業費が3,339万1,729円となっております。人間ドック等を実施した市町村への補助や、健康増進啓発テレビ番組制作・放送及び小冊子作成業務委託料などがございます。

次に、第8款公債費の支出はございませんでした。

次に、第9款諸支出金は25億6,014万3,629円で、第1項償還金及び還付加算金も同額となっております。

第1目保険料還付金は2,115万3,300円、第2目償還金は25億3,892万5,629円となっておりますが、備考欄に記載のとおり、平成22年度の療養給付費等の確定に伴う国・県、市町村及び支払基金からの負担金、補助金及び交付金の清算に伴う返還金でございます。

次に、49、50ページにまいります。

第3目還付加算金は6万4,700円となっております。被保険者への保険料還付に伴い発生

した還付加算金の市町村交付額でございます。

第10款予備費の支出はございませんでした。

以上の歳出合計は、表の下段でございますとおり、予算現額1,470億8,948万1,000円に対しまして支出済額が1,386億2,165万6,492円で、不用額は84億6,782万4,508円となっております。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

藤尾代表監査委員。

○代表監査委員（藤尾善一君） それでは、平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の決算審査報告の概要を申し上げます。

審査の結果につきましては、いずれも地方自治法等関係法令の定めるところにより適正に調製されているものと認められました。

また、決算書及び関係資料の計数は、関係書類などにより照合した結果、正確であり、会計処理手続につきましても適正であると認めたところでございます。

予算の執行につきましては、関係法令による制度の趣旨に沿い、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

今後におきましても、後期高齢者医療制度は被保険者の方々の負担や厳しい財政事情の中で捻出した市町村等の公費によって賄われていることを常に念頭に置きながら、経費の抑制を徹底することはもちろんであります。高齢者福祉の一層の向上と充実に資することができるように、常に前向きな運営に努められることを望むものであります。

以上、平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算審査意見の概要につきましてご報告申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の審査意見書をご覧くださいと存じます。

○議長（菅原恒雄君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第2号「平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定することに決しました。

ここで代表監査委員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時00分

○議長（菅原恒雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第7、議案第13号「損害賠償請求事件における和解の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） それでは、議案書の3ページをお開き願います。

議案第13号「損害賠償請求事件における和解の専決処分に関し承認を求めることについて

て」であります。

平成23年2月、岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会における議決に基づき、交通事故に係る第三者行為の損害賠償請求を行うため、独立当事者として訴訟参加しておりました盛岡地方裁判所花巻支部平成22年（ワ）第125号事件につきまして、平成24年8月1日に裁判所から提示されました和解案に応じ、当広域連合が請求する医療費の全額を被告が支払うことを認めた場合は和解しようとするものであります。

平成24年8月21日に専決処分を行ったものであります。

以上、議案第13号につきましてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第13号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第13号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は承認することに決しました。

◎議案第14号及び議案第15号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第8、議案第14号「平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第9、議案第15号「平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） それでは、次のご説明から、岩手県後期高齢者医療広域連合という組織名につきましては省略させていただきたいと存じますので、ご了承をお願いします。

それでは、議案第14号から議案第15号までの2議案につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案書4ページから6ページをお開き願います。

議案第14号「平成24年度一般会計補正予算（第1号）」についてであります。

当該補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,060万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億1,364万4,000円とするものであります。

議案書の5ページから6ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄をご覧ください。また、別冊となっております平成24年11月の平成24年度補正予算に関する説明書の一般会計補正予算1ページから7ページにも掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

平成23年度決算において繰越金が確定したため、財政調整基金への積立金の増額及びその他の所要額の補正を行うものであります。

次に、議案7ページから9ページをお開き願います。

議案第15号「平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

当該補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ30億3,889万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,442億9,215万1,000円とするものであります。

議案書の8ページから9ページをお開き願います。

補正額の欄をご覧ください。

別冊となっております平成24年11月の平成24年度補正予算に関する説明書の特別会計補正予算9ページから15ページにも掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

一般会計と同様、特別会計決算により繰越金が確定したため、平成23年度決算剰余金の繰越金への増額と、平成23年度の療養給付費負担金等の翌年度清算に伴い、国、県、市町村への返還金等が生じることなどから所要額の補正を行うものであります。

以上、議案第14号から第15号まで2議案につきましてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。
議案第14号及び議案第15号に対する質疑に入ります。
質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。
意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。
これより採決に入ります。
議案第14号及び議案第15号を一括採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第14号及び議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菅原恒雄君） 以上をもって日程は全部終了いたしました。
これをもって今期定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時07分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 菅 原 恒 雄

副 議 長 田 村 繁 幸

署 名 議 員 櫻 庭 豊 太 郎

署 名 議 員 内 田 和 良